

加工食品流通業界におけるインボイス制度対応

～「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」～

2022年4月



一般社団法人 日本加工食品卸協会

インボイス制度対応専門部会



一般社団法人 日本加工食品卸協会

目次

はじめに

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは
 - 1-1. インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは
 - 1-2. インボイス（適格請求書）とは
 - 1-3. 適格請求書発行事業者とは
2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い
3. 留意ポイント
 - 3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）
 - 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？
 - 3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール
 - 3-4. 返還インボイス（新たな実務）
 - 3-5. インボイスと支払通知書一つの書類で交付する場合
 - 3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）
 - 3-7. インボイスの保存
 - 3-8. 仕入税額控除（買い手）

II. 具体的な対応（日食協対応指針）

1. 基本指針
2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応
 - 2-1. 登録番号の通知と入手
 - 2-2. 登録番号の管理

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

- 3-1. 小売⇄卸間の対応
- 3-2. メーカー⇄卸間の対応

4. 留意事項

- 4-1. 複数書類又は電子データの「相互の関連性」について
- 4-2. 「相手方への確認」について
- 4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）
- 4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日：元納品日）記載
- 4-5. 返還インボイスとリポート
- 4-6. セールス決済におけるリポート請求・支払いに関する留意

5. インボイスの保存

6. 仕入税額控除（税額計算の検討）

7. 経費精算等

8. 免税事業者への対応

9. 標準書式とEDI

- 9-1. 日食協標準書式（メーカー⇄卸）
- 9-2. 日食協標準EDIフォーマット（メーカー⇄卸）
- 9-3. 流通BMS（小売⇄卸）

10. 小売・メーカーへの依頼事項

- 10-1. 小売への依頼
- 10-2. メーカーへの依頼

III. 当協会の活動とスケジュール

1. 活動経緯と今後の活動
2. スケジュール

おわりに

はじめに

社会保障と税の一体改革として、消費税及び地方消費税（以下、消費税）の税率は、2019年10月に現行の8%から10%に引き上げられ、同時に「軽減税率制度」が実施されました。

これら一連の消費税制度改革の集大成として、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）」が導入され、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものと想定されます。

従って私たち卸売企業は、このインボイス制度を正しく理解し、その運用方法を仕入先のメーカー各位、得意先の小売・外食業者各位と事前に取り決めておくことが肝要となります。

そこで、私ども一般社団法人日本加工食品卸協会（以下、日食協）では、現行の請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なくインボイス制度に対応することを目的として、2020年6月当協会内に「インボイス制度対応専門部会」（以下、専門部会）を立ち上げ、当協会の対応指針を取りまとめ、その対応ガイドラインとして「インボイス制度対応－企業間取引の手引き」第1版を日食協HPに2021年5月公開し、その後、第2版を2022年3月に公開しました。

※日食協HP <http://nsk.c.ooco.jp/>



インボイス制度対応専門部会メンバー 企業（50音順）※敬称略

企業名 : 伊藤忠食品(株)、加藤産業(株)、国分グループ本社(株)、(株)日本アクセス、日本酒類販売(株)、三井食品(株)、三菱食品(株)
 ご協力 : e-お菓子ねっと（全国菓子卸商業組合連合会、(株)種清、(株)山星屋）
 オブザーバー : 一般財団法人 流通システム開発センター

2

I. インボイス制度について

3

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは

手引書
P.7

1-1. インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは



「仕入税額控除の方式」をいう



複数税率下において適正な課税を確保する
観点から導入される、仕入税額控除の方式。



2023年10月開始



制度の下では、買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、
帳簿のほか、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（売り手）
である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆる
インボイス）などの請求書等の保存が要件となる。

4

I. インボイス制度について

1. インボイス制度とは

手引書
P.7

1-2. インボイス（適格請求書）とは



「正確な適用税率」を伝えるのも



売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を
伝えるための手段



適格請求書発行事業者の登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書（電子データ可）その他これらに類するものをいう。



請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。
また、手書きであっても、適格請求書として必要な事項が記載されていれば、
インボイス（適格請求書）に該当する。

5

I. インボイス制度について

1. インボイスとインボイス制度とは

手引書
P.9

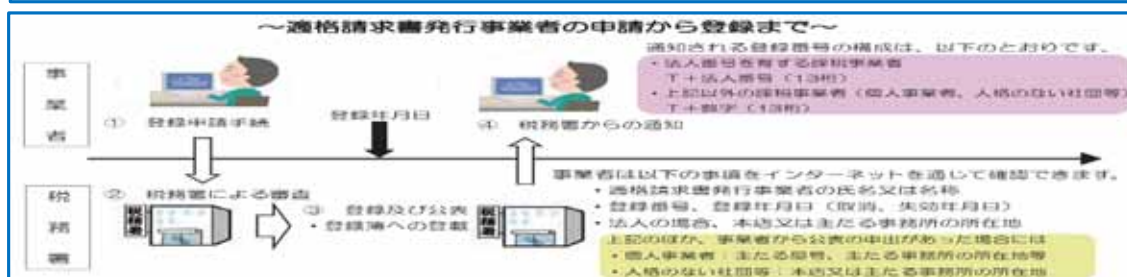
1-3. 適格請求書発行事業者とは

インボイス（適格請求書）を発行することができる事業者として税務署長の登録を受けた事業者（課税事業者に限る）

インボイスを発行できる事業者

適格請求書等保存方式が導入される2023年10月から登録を受けるためには、原則として、2021年10月1日から2023年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要がある。

⚠ 免税事業者は、インボイスを発行できない。



出典:国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」 6

I. インボイス制度について

2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

手引書
P.8

区分記載請求書等保存方式（現行）	適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）
請求書等（支払通知書等含む） ① 発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 受領者の氏名又は名称 ⑤ 軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑥ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記⑤⑥は、交付を受けた事業者の追記可 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可	左記に加え ① 発行者の登録番号 ② 税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額 ※ 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書の場合、登録番号は売り手のものを記載する ※ 交付を受けた事業者の追記不可 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可

売り手が作成する請求書

① 売り手の登録番号

新たに加わる記載事項

① 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書

② 税率ごとの消費税額及び適用税率
「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額

① 買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書

② 税率ごとの消費税額及び適用税率
「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額又は税込価額

交付を受けた事業者の追記不可

交付を受けた事業者の追記不可

7

I. インボイス制度について

2. 現行制度（区分記載請求書等保存方式）との違い

手引書
P.8

区分記載請求書等保存方式（現行）		適格請求書等保存方式（2023年10月1日～）
仕入税額 控除 の要件	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可 せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可 3万円未満の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ただし、以下の経過措置あり 2023年10月～2026年9月80%控除可 2026年10月～2029年9月50%控除可 ただし、免税事業者から受領する区分記載請求書等及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が要件 一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可 請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除可 原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
保存 (電磁的記録により提供を行った(又は受けた)場合)	売り手：保存義務なし 買い手：保存不要 (消費税法基本通達11-6-3)	売り手：保存義務あり 買い手：仕入税額控除の適用を受けるためには、保存が必要
適格請求書 発行事業者 登録制度	登録制度なし	2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	● 課税売上げ 原則：「割戻し計算」 特例：「積上げ計算」（課税仕入れの消費税額も「積上げ計算」を選択しなければならない） ● 課税仕入れ 原則：「積上げ計算」 特例：「割戻し計算」（課税売上げの消費税額を「割戻し計算」を選択している場合に限り）
売上税額の 計算の 特例★	軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の 計算の 特例★	軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

★：税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が、5千万円以下の事業者)のみに適用が認められます。

8

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）

3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール

3-4. 返還インボイス（実務の義務化）

3-5. インボイスと支払通知書を一つの書類で交付する場合

3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）

3-7. インボイスの保存

3-8. 仕入税額控除（買い手）

9

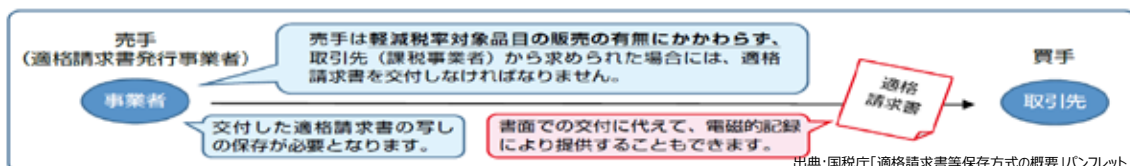
I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.11

3-1. 適格請求書発行事業者の義務（売り手）

	義務	内容
①	 適格請求書の交付義務 (インボイス交付義務)	取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書の交付又は適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
②	 適格返還請求書の交付義務 (返還インボイス交付義務)	課税事業者へ返品や値引等の売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書の交付又は適格返還請求書の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
③	 修正した適格請求書の交付義務 (修正インボイス交付義務)	交付した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に誤りがあった場合に、取引の相手方の課税事業者に対して、修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の交付又は修正した適格請求書（又は適格返還請求書）の記載事項に係る電磁的記録を提供する義務。
④	 写しの保存義務	交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存義務。



禁止行為：適格請求書発行事業者でない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付する又は、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

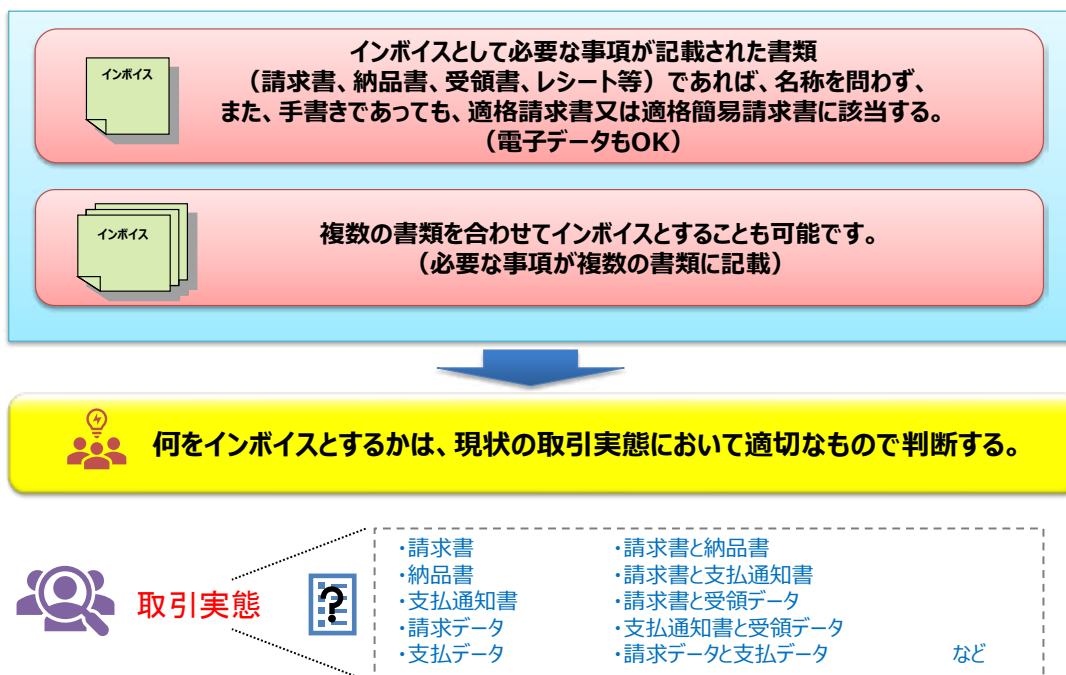
10

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.17

3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？



11

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

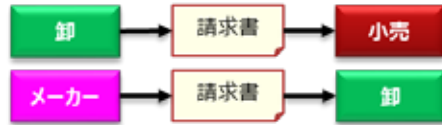
手引書
P.17

例1：月次請求書をインボイスとする場合

- 請求書にインボイスとして必要な事項を全て記載する場合

請求書 2023年11月1日				
〇〇株式会社 御中 株式会社 (T1234567890123)				
10月分請求 1,122円 (税込)				
	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	飴※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206



1インボイスにつき
税率ごとに端数処理1回

12

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

手引書
P.18

例2：相互の書類を一体としてインボイスとする場合

- 一定期間の取引の請求書と納品書を一体としてインボイスとする場合
- 一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できるインボイス

インボイス				
請求書 2023年11月1日				
〇〇株式会社 御中 株式会社 (T1234567890123)				
10月分請求 1,122円 (税込)				
合計	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象	620	8	49	669
10%対象	412	10	41	453
(内訳) 納品書No.100,200				

納品書 2023年10月1日 No.100	
〇〇株式会社 御中 株式会社	
品名	税抜金額
チョコレート※	155
缶詰※	155
ビール	206
合計	516
※は軽減税率対象品目	

納品書 2023年10月10日 No.200	
〇〇株式会社 御中 株式会社	
品名	税抜金額
飴※	155
調味料※	155
日本酒	206
合計	516
※は軽減税率対象品目	



1インボイスにつき
税率ごとに端数処理1回

13

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

手引書
P.20

例3：支払通知書をインボイスとする場合（買い手交付）

- 買い手側が作成した一定事項の記載のある支払通知書等で、相手方の確認を受けたもの（保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができる）

「課税仕入れの相手方の登録番号」の記載が必要

支払通知書 2023年11月1日

〇〇株式会社 (T1234567890123)

10月分支払額 1,122円(税込)

〇送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

合計	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象	620	8	49	669
10%対象	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	餃子※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

卸

支払通知書

メーカー

小売

支払通知書

卸

課税仕入れの相手方への確認

1インボイスにつき
税率ごとに端数処理1回

備考

請求書に代わり、買い手が作成して売り手に確認を求める支払通知書にインボイスに必要な事項を全て記載した支払通知書を交付することもできる。
この場合、**売り手の登録番号の記載と売り手の確認を受けたものに限られる。**

14

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-2. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか？

例4：複数の書類を合わせてインボイスとする場合（請求書と支払通知書）

- インボイスの必要事項を請求書と支払通知書に記載し、合わせてインボイスとする場合
- 一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できるインボイス

メーカー

支払通知書

請求書

卸

支払通知書

請求書

小売

インボイス

〇〇株式会社 請求書 2023年11月1日
請求No.1000

10月分請求金額 1,122円(税込)

〇〇株式会社 (T1234567890123)

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	620	8	49	669
10%対象合計	412	10	41	453

納品日	No	品名	税抜金額
10/1	100	チョコレート※	155
10/1	100	缶詰※	155
10/1	100	ビール	206
10/10	200	餃子※	155
10/10	200	調味料※	155
10/10	200	日本酒	206

※は軽減税率対象品目

〇〇株式会社 支払通知書 2023年12月10日
請求No.1000に対する

10月分支払金額 836円(税込)

〇〇株式会社 (T1234567890123)

〇送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済と致します。

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	565	8	45	610
10%対象合計	206	10	20	226

納品日	No	品名	税抜金額	備考
10/1	100	チョコレート※	100	訂正
10/10	200	日本酒	-206	返品

※は軽減税率対象品目

合わせて

修正

返還

15

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.15,16

3-3. インボイスに記載する消費税等の端数処理ルール

現行制度では、「請求書等」に消費税額が記載事項になっていない → よって、端数処理のルールは定められていない



インボイスでは、端数処理ルールが定められており（一つのインボイスにつき、税率の異なるごとに1回）、**税率ごとに合計した対価の額に税率を乗じて消費税額を求めることになる**



請求書の明細ごとに端数処理を行い、それらを合計したものを消費税額とすることができなくなる

記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合

例①:認められる例 ○

請求書 2023年11月1日					
〇〇株式会社 税△△ (T1234567890123)					
※は軽減税率対象					
10月分 請求金額					60,197円(税込)
日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	13,861	
10/1	チョコレート ※	197	67	13,199	
10/2	ビール	57	77	4,389	
10/2	日本酒	57	417	23,769	
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

例②:認められない例 ×

請求書 2023年11月1日					
〇〇株式会社 税△△ (T1234567890123)					
※は軽減税率対象					
10月分 請求金額					60,195円(税込)
日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
10/1	カップラーメン※	83	167	13,861	1,108
10/1	チョコレート ※	197	67	13,199	1,055
10/2	ビール	57	77	4,389	438
10/2	日本酒	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

16

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.22

3-4. 返還インボイス（新たな実務）



返品、値引、割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行う場合は、**返還インボイス（適格返還請求書）を交付しなければならない。**



返還インボイスは、売り手が交付した当初のインボイスについて、「対価の額を減額する（当初記載した「消費税額」が変わる）」といった側面があり、**売り手（返品を受ける側、値引きをする側）が買い手（返品をする側、値引きをされる側）に対して交付することが原則。**



然しながら、実務を尊重する観点から**買い手（返品をする側）が返還インボイスの記載事項を満たした支払通知書等を作成し、売り手（返品される側）の確認を受けることで、原則的な対応を不要とする整理がされてる。**



現行の実務に合わせた対応の検討が重要です

17

1. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-4. 返還インボイス (新たな実務)

手引書
P.23

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② **売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日** (適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。)
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

②の年月日は、運用上の取り扱いとして、事業者が継続している合理的方法による記載も認められている

〇〇商 御中		請求書		発行番号: T1234567890123		発行日: 2023年11月1日	
● 10月分 売上げ(2023年10月1日~31日)		お支払金額 2,058円 (税込)					
品名	日付	単位	税率	数量	単価	条件	金額
トマトジュース	10月1日	ケース	8%	1	3,000	1C 120	-120
日本酒	10月1日	バツ	10%	2	1,600	1B 400	-800
レモンジュース	10月2日	ケース	8%	3	3,000	1C 120	-360
ウイスキー	10月2日	バツ	10%	1	2,100	1B 600	-600
内訳	10%対象						1,540円 (消費税 -140円)
	8%対象						-518円 (消費税 -38円)

②年月日記載例

年月日記載の他に、以下の記載も認められている。

- ① 課税期間の範囲内で一定の期間を記載 例. 月日、月単位、「〇月〜△月分」等。
- ② 返品等の処理を合理的な方法により継続して行っている場合
当該返品等の処理に基づき合理的と認められる年月日を記載することとしても差し支えありません。
例. 「前月末日」や「最終販売年月日又は最終販売年」

18

1. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-4. 返還インボイス (新たな実務)

手引書
P.24

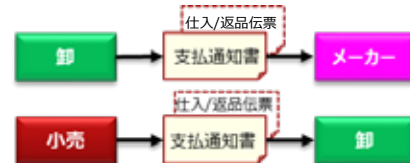
返品の場合の請求書対応例

- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要。
- 支払通知書による仕入税額控除を行う場合、**対価の返還等 (適格返還請求書) とそれ以外 (支払通知書) の内容を、一つの書類で記載することも可能。その場合、対価の額と消費税額等については、(小売ごとに) 継続適用条件に、相殺表示が可能。**(消費税額等は、返品額相殺後の対価の額から計算)

〇〇商 御中		支払通知書		2023年11月1日	
(T1234567890123)		10月分支払 492円 (税込)			
		※送付後一定期限内に連絡がない場合は、確認をお願いします			
合計		売上額	消費税額等		
8%対象		150	12		
10%対象		300	30		
納品日	伝票No	品名	金額(税抜)	備考	
10/1	100	チョコレート※	100		
10/1	100	缶詰※	200		
10/1	100	日本酒	500		
10/10	200	給食※	-150	返品9/10	
10/10	200	ビール	-200	返品9/20	

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した支払通知書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りる。

いつの売上げに係る返品が示す年月日が必要になる。売上げのない年月日の記載はできません。



継続適用を条件に、相殺記載が可能。
※相殺表示を行う際は、相殺後の対価の額から税額を計算し、端数処理もそのタイミングで行う。
※上記条件以外の場合は、別途、控除(割戻し他)の金額と消費税額を税率ごとに記載しなければならない。

No.200 2023年10月10日		No.100 2023年10月1日	
返品伝票		仕入伝票(納品書)	
日付	品名	数量	金額(税抜)
9/10	給食	1	-150
9/20	ビール	1	-200

支払通知書の明細に代わり、仕入伝票と返品伝票の一体とした適格返還請求書(支払通知書)でも可能。ただしこの場合、相互の関連性を示すために、例えば請求書上に仕入・返品伝票No等の記載が必要。

19

3. 留意ポイント

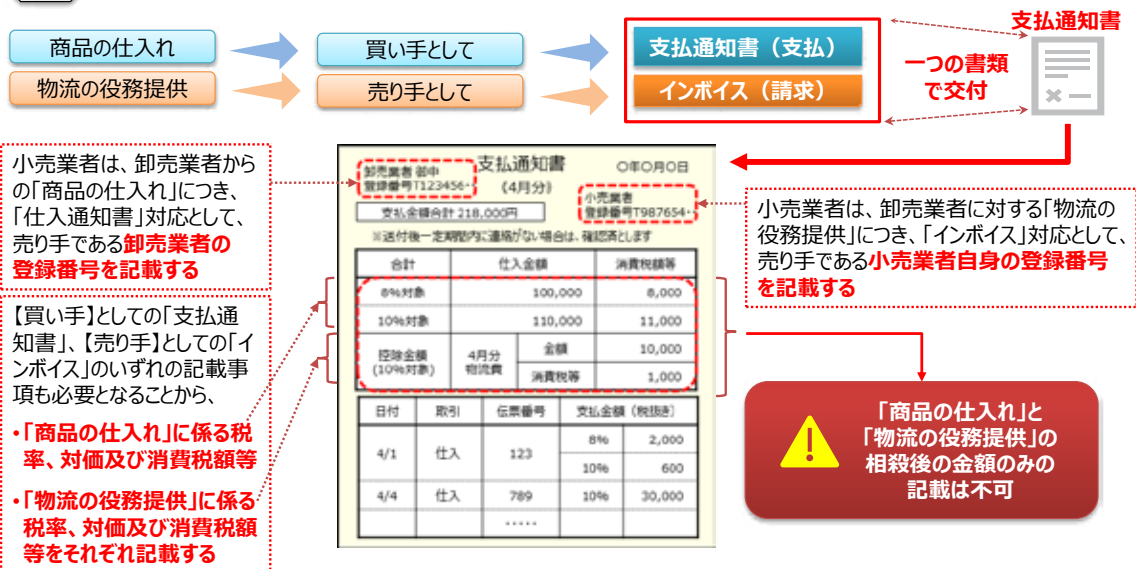
手引書
P.21

3-5. インボイスと支払通知書を一つの書類で交付する場合

支払通知書による仕入税額控除も認められ、インボイスと支払通知書を一つの書類で交付することも認められている

例

小売業者が商品の仕入れの支払いと小売業者が担って卸売業者に提供した「物流の役務提供」の費用請求を一つの支払通知書に記載して行う場合。



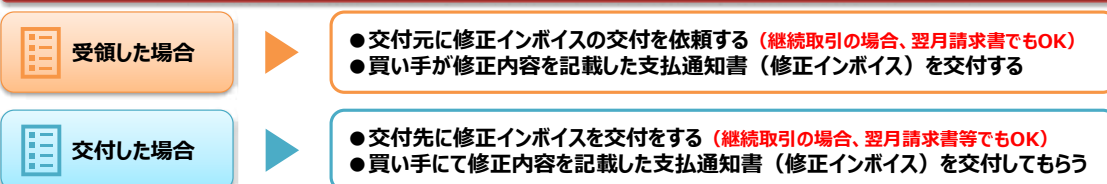
20

3. 留意ポイント

手引書
P.25

3-6. 記載事項に誤りがあるインボイスを受領・交付した場合（修正インボイス）

⚠ インボイスの記載事項に誤りがあった場合、修正インボイスを交付及び保存しなければならない



何を修正インボイスとするか？



- ・修正事項を含めた全ての事項を記載した請求書等を再交付する。
- ・交付元の請求書等との関連性を明示しつつ、修正事項のみを記載した文書等を新たに交付する。
- ・などを検討する。

⚠ 注意事項

- 現状、「3万円未満の課税仕入れ」や「請求書等の交付が受けられなかったことにつき、やむを得ない理由がある時」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められているので、請求・支払いそのものに支障がないような場合は、仕入税額控除のためだけに請求書等をもらい直すという行為をしていない場合がある。



インボイス制度では、認められず、修正したインボイスの交付が求められ、それを保存しなければならない

- ⚠ 受領したインボイスに自ら追記や修正を行うことはできない。

21

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

手引書
P.28~33

3-7. インボイスの保存



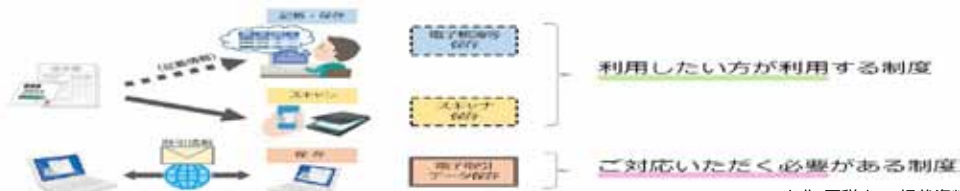
「売り手」と「買い手」がいかに負担なく保存を行えるようにするか検討する。

	現 行	適格請求書等保存方式導入後
売り手	保存義務なし	保存義務あり
買い手	保存不要	保存が必要
保存期間	交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間	

※ 詳しくは、国税庁HP「電子帳簿保存法」関係資料参照。

電子帳簿保存制度

- 電子インボイスは、「電子帳簿保存法（電帳法）」に準じて保存する。
税制改正による電帳法の要件緩和がされ「電子化」を進めるハードルがさらに下がっている。
- 電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。



※ 出典: 国税庁HP掲載資料

22

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント

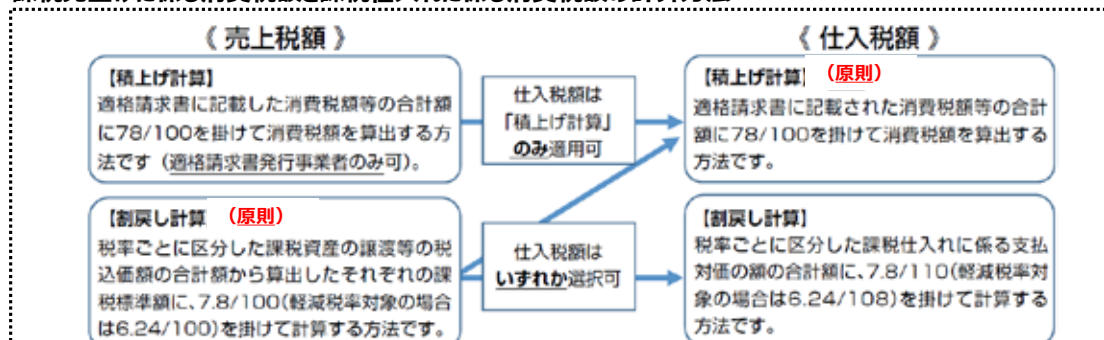
手引書
P.36,37

3-8. 仕入税額控除（買い手）

① 税額計算の方法



課税売上に係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額の計算方法



- 売上税額について、「積み上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。
- 売上税額を「積み上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積み上げ計算」にしなければならない。

出典: 国税庁「適格請求書等保存方式の概要」 23

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-9. 仕入税額控除 (買い手)

手引書
P.37,38

② 免税事業者等からの課税仕入れ



免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除の適用を受けられなくなる。



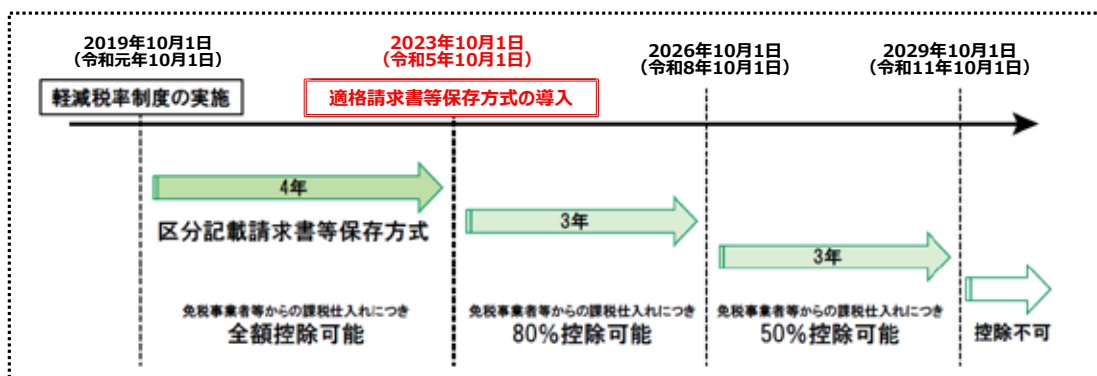
経過
措置

制度導入後 6 年間

仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる



免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存及びこの経過措置の適用を受ける旨 (80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨) を記載した帳簿の保存が必要



出典:国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

24

I. インボイス制度について

3. 留意ポイント : 3-9. 仕入税額控除 (買い手)

手引書
P.34,35

③ 見積りインボイス



課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない時の仕入税額控除

現状において一部の水道光熱費などは、課税期間の末日までに請求書 (検針票等) が届かず、対価の額が確定していないものとして見積りで仕入税額控除を行っているものがあるが、インボイス制度後は以下のとおりとなる。

原則

見積額を記載した適格請求書 (「見積りインボイス」) の交付を求め、これを保存することで見積額での仕入税額控除が認められます。その後、確定した額と見積額が異なる場合には、確定額の適格請求書 (修正インボイス) を受領し、それを保存する。

例外

「見積りインボイス」の交付を受けられない場合 電気・ガス・水道水の供給のような継続して行われる取引については、「見積りインボイス」の保存がなくとも、その後、金額が確定した時に交付される適格請求書を保存することを条件として、見積額での仕入税額控除を認めることとして取り扱う。

イメージ



※見積りで仕入税額控除を行った金額と確定した金額とが異なる場合には、その差額を確定した日の属する課税期間において、調整する。

25

Ⅱ．具体的な対応 (日食協指針)

26

Ⅱ．具体的な対応

1. 基本指針
2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応
3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか
4. 留意事項
5. インボイスの保存
6. 仕入税額控除（税額計算の検討）
7. 経費精算等
8. 免税事業者への対応
9. EDIと標準書式
10. 小売・メーカーへの依頼事項

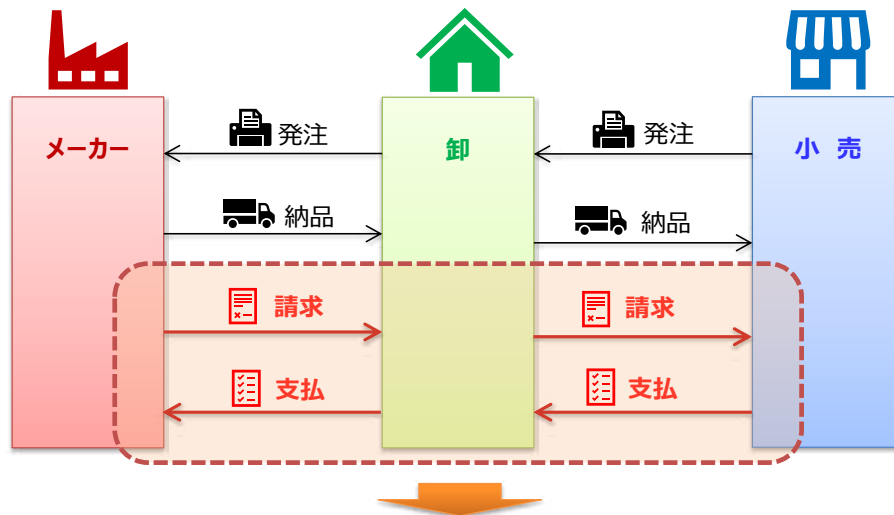
27

Ⅱ. 具体的な対応

1. 基本指針

手引書
P.42

💡 受発注・物流など、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応とする。



👤 運用変更、システム改修は、経理処理を中心に 最小限に抑え、受発注・物流等への影響を極力及ぼさない対応を推奨する。

28

Ⅱ. 具体的な対応

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

手引書
P.44

2-1. 登録番号の通知と入手

推奨スケジュール

国税庁ホームページにて
登録番号検索が可能

登録申請
受付開始

2021年10月1日

2023年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
2023年3月31日までに
登録申請書を提出する

2023年3月31日

適格請求書等
保存方式開始

2023年10月1日

	2021年	2022年	2023年
1-1. 登録申請	10/1 → 3/31		
1-2. 取引先への登録要請	10/1 → 3/31		
1-3. 登録番号の通知		1/1 → 4/30	
1-4. 登録番号の入手		1/1 → 6/30	
1-5. 登録番号の管理			1/1 → 9/30

29

Ⅱ. 具体的な対応

2. 適格請求書発行事業者の登録番号への対応

手引書
P.45

2-2. 登録番号の管理



売り手が交付する請求書等に対し、**買い手が交付する支払通知書等にて返品や違算を通知する場合は**、売り手に代わり修正した適格請求書（修正インボイス）や適格返還請求書（返還インボイス）を売り手の確認を受けることを条件に、**支払通知書に売り手の登録番号の記載が必要**となる。



自社の登録番号のみならず、メーカーと小売の登録番号を管理する必要がある。
現状の取引実態に照らし合わせ、管理範囲及び方法を検討する。

マスター等での管理

仕入先（メーカー）マスター、得意先（小売）マスター等に登録番号（13桁）の項目を用意し、適時追加・変更ができるよう準備する。

【備考】

マスター項目のシステム改修にあたっては、登録番号項目の他に、以下の項目が必要になる場合がありますので、もし既存のマスターにない場合は、必要可否を検討のうえ準備する。

- 免税事業者等かの判別 → 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置適用の判別等に必要。
- 適格請求書発行事業者である期間又は登録取消年月日、登録失効年月日。

30

Ⅱ. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.46



インボイス

卸とメーカー、小売との取引におけるインボイスは、請求書及び支払通知書とし、それぞれその要件を具備する。



単体
納品伝票類

日々の納品伝票等も当然ながらインボイスとなり得る重要な証票ですが、日次業務の運用への影響を極力及ぼさない対応及び、業界の特徴として、非常に膨大なアイテム数を多頻度で扱い、かつ日々継続的に取引されている現状から、個々の納品伝票類にすべてインボイス要件を記載することは運用大きな負担であり、また、システム改修が膨大になることから、納品伝票類単体での対応は、現状にそぐわないと判断する。
※納品伝票等を単体としてインボイスとすることは、例外として取り扱う。



請求書

又は

支払通知書

+

納品伝票類

請求書あるいは支払通知書等において、品代明細の証票として納品伝票等を合わせてインボイスとする場合はOK。

31

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.47～54



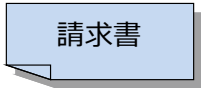
当協会では、インボイス（請求書及び支払通知書）を
交付パターンと交付単位に整理。



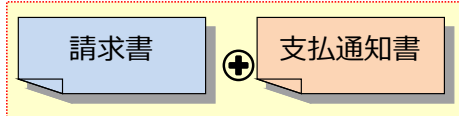
交付パターン

何をもってインボイスとし、交付するかのパターン

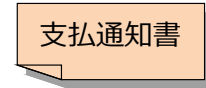
①請求書のみ



②一括して



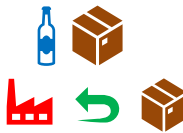
③支払通知書のみ



交付単位

インボイスをどの様に分けて交付するかの単位

①品代
(返品含む)



②割戻し・リベート類
(返還インボイスのみ)



③役務の提供



32

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.51～54

3-1. 小売⇔卸間の対応

小売の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難である。



小売・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを
前提にし、双方がその要件を整えることを小売と事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・リベート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ、④支払通知書での相殺の4パターンに整理。

返還インボイスに整理

交付 パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代）	B（割戻し・リベート）	C（役務の提供）
		交付元	交付元	交付元
①	請求書	卸	小売	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ 卸（請求書） + 小売（支払通知書）	◎ 小売（請求書） + 卸（支払通知書）	◎ 提供者（請求書） + 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	◎ 小売	卸	受益者
④	支払通知書で の相殺		小売	小売

33

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-1. 小売⇔卸間の対応

手引書
P.51～54

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②、③を推奨する。**

交付パターン	インボイス	内 容	備 考
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	・小売の仕入れに基づく品代精算（請求レス） ・年間レポート等、卸通知による精算等。
④	支払通知書での相殺	小売が卸に対するレポート請求、あるいは売り手としての役務の提供に関し、別途請求書を交付せずに、買い手として交付する支払通知書上で通知し、相殺する場合。	商品の譲渡（返還）と役務の提供が一つのインボイスになるケース。

交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
A 品代	卸	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、単価の修正（即引レポート）
	小売	支払通知書	小売確定の支払通知（インボイスの買い手交付）、卸の請求に関する修正インボイス、返品に関する返還インボイス
B 割戻し・レポート類	小売	請求書	値引、割戻し、販促レポート等の返還インボイス
	卸	支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載
C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書（物流費・ギフトカタログ代 等）
	受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書（インボイスの買い手交付）
	小売	支払通知書（相殺）	卸への（交付単位A）支払通知書において相殺項目として記載

34

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか

手引書
P.47～50

3-2. メーカー⇔卸間の対応

メーカーは、卸の仕入れに合わせた請求書等の交付や、当月内での修正インボイスの交付等を求められた場合、実務的に対応は困難であると想定。



メーカー・卸それぞれが発行している現状の請求書及び支払通知書をインボイスにすることを前提にし、双方がその要件を整えることをメーカーと事前に相互合意して対応する。

交付単位別推奨パターン（請求書・支払通知書の整理）

◎：当協会推奨

- 交付単位をA.品代、B.割戻し・レポート類、C.役務の提供の3単位に整理。
- 交付パターンを①請求書のみ、②請求書と支払通知書の一括、③支払通知書のみ、の3パターンに整理

返還インボイスに整理

交付パターン	インボイス	交付単位		
		A（品代） 交付元	B（割戻し・レポート） 交付元	C（役務の提供） 交付元
①	請求書	メーカー	卸	◎ 提供者
②	請求書 + 支払通知書	◎ メーカー（請求書）+ 卸（支払通知書）	◎ 卸（請求書） + メーカー（支払通知書）	◎ 提供者（請求書） + 受益者（支払通知書）
③	支払通知書	卸	メーカー	受益者

35

II. 具体的な対応

3. 何をもってインボイス（適格請求書）とするか：3-2. メーカー⇔卸間の対応

手引書
P.47～50

※一般的に行われている取引慣行である**交付パターン②を推奨する。**

交付パターン	インボイス	内 容	備 考
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。 基本的に違算が発生しない場合。	違算が発生する場合は次月以降の請求書で修正されることが前提。
②	請求書＋ 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。	リポートの修正(差異)通知も支払通知となります。 請求書と支払通知書との相互の関連性の明記が必要。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。	卸の仕入れデータに基づく品代精算。 年間リポート等のメーカー通知による精算等。

交付単位	交付元	インボイス	インボイスの内容
A 品代	メーカー	請求書	品代に関する適格請求書、返品に関する返還インボイス、 単価の修正（即引リポート）
	卸	支払通知書	卸確定の支払通知（インボイスの買い手交付） メーカーの請求に関する修正インボイス 返品に関する返還インボイス
B 割戻し リポート類	卸	請求書	値引、割戻し、リポート等の返還インボイス
	メーカー	支払通知書	卸の請求に関する修正インボイス メーカー確定のリポート通知（返還インボイス）
C 役務の提供	役務の提供者	請求書	役務の提供に関する適格請求書 (直送運賃・展示会コマ代・在庫保管料 等)
	受益者	支払通知書	役務の提供を受けた場合の支払通知書 (インボイスの買い手交付)

36

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.57

4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について

💡 複数の書類等と電子データ等又は、売り手と買い手が相互に交付するインボイスなどの書類等を一つのインボイスとする場合には、相互の関連性を明示する必要がある点に注意。

例1. 交付パターン② 請求書と支払通知書の例を一つのインボイスとする場合

請求書と支払通知書との相互の関連性。

- ① 請求番号にて関連づける
- ② 「請求期間××月××～××日分」にて関連づける
- ③ 「××月分請求+請求合計金額」等を記載し、関連づける
- ④ 請求年月日等を記載し、関連づける

どれかの方法で、相互の関連性を明示する



37

II. 具体的な対応

4. 留意事項：4-1. 複数書類又は電子データとの「相互の関連性」について

手引書
P.57

例2. 交付パターン③ 支払通知書と伝票類又は電子データの例

支払通知書と仕入伝票（納品書）・返品伝票又は電子データとの相互の関連性。

- ① 伝票番号
② 納品日+伝票番号 } どれかの方法で、相互の関連性を明示する

〇〇株式会社		支払通知書		2023年11月1日	
T1234567890123		10月分請求 492円（税込）		御△△	
※送付後一定期間内に連絡がない場合は、確認済とします。					
合計	売上額	消費税額等	控除(割引)	消費税額等	
8%対象	300	24	-150	-12	
10%対象	500	50	-200	-20	
納品日	伝票No	金額(税抜)	備考		
10/1	100	800			
10/10	200	-350			
※は軽減税率対象品目					

No.100		2023年10月1日	
仕入伝票(納品書)			
品名	数量	金額(税抜)	
チョコレート※	1	100	
缶詰※	1	200	
日本酒	1	500	
※は軽減税率対象			

又は

EDI
入荷確定等
(納品確定)

データ項目は、
左記
伝票と同様

No.200		2023年10月10日	
返品伝票			
品名	数量	金額(税抜)	
9/10 餃子※	1	-150	
9/20 ドール※	1	-200	
※は軽減税率対象			

又は

EDI
返品通知等

データ項目は、
左記
伝票と同様

(注) 対価の返還の元日付

- 支払通知書に商品明細まで記載した場合は、支払通知書の備考等に日付が必要となる。この場合、返品伝票をインボイスに含めなくてよい。
- 支払通知書、仕入伝票、返品伝票の全てをEDIとする場合は、元日付データ項目の持ち方に対し、事前の取り決めが必要。
 - ・支払通知書等データに設ける
 - ・返品データ等に設ける
 - 或いは、支払通知書等データと返品データ等の両方に設ける

38

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.58

4-2. 「相手方への確認」について



買い手がインボイスを交付する場合、相手方への確認が要件とされているので、確認されている実態を明らかにする。

下記例を参考に検討する。

確認方法の例

ケース	内容
ファクシミリ対ファクシミリ	ファクシミリ同士は相互に確認（記録）の通信を行っているため、そのままで相手方への確認があったものとします。
インターネットや電子メールなどを通じて、相手方へ提供した場合	インターネットや電子メールは、システム上で確認（記録）を行っているため、そのままで相手方への確認があったものとします。
EDIの電子データ等	EDIの電子データ等は、システム上で確認（記録）を行っているため、そのままで相手方への確認があったものとします。
支払通知書等に確認の記載をする	支払通知書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」旨を記載又は別途通知文を添付して相手方に送付して確認を得る。
基本契約等を締結又は記録を残す	「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載した基本契約等を締結又は記録書類を相手方に送付して確認を得る。

39

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.25,48,52

4-3. インボイスに対する修正（修正インボイス）



都度の修正インボイスは交付しないことを基本とする。



継続的取引における請求書及び支払通知書等のインボイスに対する修正は、
次月以降の請求書又は支払通知書等で行うこととする。
(単月請求等は除く)

交付 パターン	インボイス	内 容
①	請求書	請求書が交付され、その金額で精算が行われる。基本的に違算が発生しない場合。
②	請求書 + 支払通知書	請求書が交付され、その金額に対し追加修正がある場合において、買い手が支払通知書を交付し、その金額で精算が行われる。
③	支払通知書	請求書を交付せず（交付されてもインボイスとしない）、買い手が支払通知書を交付し精算される。

40

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.44,48,52

4-4. 返還インボイスにおける年月日（譲渡日：元納品日）記載



現状の運用や取引実態に照らし合わせ、返還（返品・値引・割戻等）
の基になった年月日（譲渡日）の記載を各社検討し記載する。

記載例		販売日：2023年11月1日の場合	
	方 法	記 載	
A	販売した年月日を記載（年月日又は年月）	2023年11月1日又は2023年11月	
B	最終販売した年月日を記載（年月日又年月）	2023年11月1日又は2023年11月	
C	前月末日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月30日又は2023年11月	
D	請求締日（最終販売日）までに販売した年月日又は年月を記載（年月日/年月）	2023年11月20日又は2023年11月	
E	販売した一定期間を記載（年月日～年月日）	2023年11月1日～2024年1月31日	
F	販売した一定期間を記載（年月～年月）	2023年11月～2024年1月	

(備考) ・B～D：取引を合理的な方法により継続して行っている場合。
・課税期間より前に譲渡したものは、課税期間前の年月日の記載でよい。
・譲渡日（元納品日）の記載は、a明細ごとに記載することが基本ですが、以下例bの記載も可能です。

〇〇商 御中		請求書		2023年11月1日	
10月分請求 492円 (税込)		商△△△ (T1234567890123)			
合計		売上額	消費税額等		
8%対象		150	12		
10%対象		300	30		
納品日	伝票No	品名	金額(税別)	備考	
10/1	100	チョコレート※	300		
10/1	100	日本酒	500		
10/10	200	餃子※	-150		
10/10	200	ビール	-200		

※は軽減税率対象品目

b. 請求書鑑等に、取引明細中の直近「最終販売年月日」等のみを記載する。
この場合、明細の餃とビールともに譲渡日（元納品日）は、2023年9月20日となる。

a. 取引明細ごとに記載に譲渡日（元納品日）を記載する（基本）。

41

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.55

4-5. 返還インボイスとリポート

⚠ リポートを再度確認・整理し、必要なインボイスを交付する



「販売奨励金」の種類		メーカー	卸売業	小売業	
① リポート ※販売数量に応じて支払われる奨励金	メーカー → 卸売業	売上割戻 8%	仕入値引 8%		対価の返還 返還インボイス
	卸売業 → 小売業		売上割戻 8%	仕入値引 8%	
	メーカー → 小売業	売上割戻 8%		仕入値引 8%	
② 奨励金 ※発売日前注文等における奨励金		売上割戻 8%	仕入値引 8%		
③ 販路拡大に係るもの ※販路拡大等の対価として支払われる奨励金			役務の提供の対価（仕入） 10%	役務の提供の対価（売上） 10%	通常の売上げ インボイス
④ 委託販売に係るもの ※委託販売数量等に応じて委託手数料の増額として支払われる奨励金			仕入加算（委託手数料に係る値増金） 10%	売上加算（委託手数料に係る値増金） 10%	

（注）上記リポート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

42

II. 具体的な対応

4. 留意事項

手引書
P.44

4-6. セールス決済におけるリポート請求・支払いに関する留意



例えば、商慣習として、メーカーのセールス決済において事後的に契約が成立するリポートがある。当該リポートに関し、卸からの請求に誤りがあった場合、メーカーからの差異通知等（修正インボイス）に基づき卸側のデータを修正することとなります。

この差異通知等は、メーカーによりセールス個別対応となっており、その様式（紙・メール・口頭等）においては記載事項（インボイス記載要件が満たされているか等）を含め、インボイス対応するうえでの課題が多いと想定される。



メーカーにインボイスとしての支払通知書の交付を要請する、又は卸側で要件を整えた差異通知フォーマットを用意する等、
メーカーと運用に関する相互確認と対応検討が必要。
（小売との取引も同様（卸は売り手の立場として））



43

II. 具体的な対応

5. インボイスの保存

手引書
P.28,60

↓ 売り手（インボイス写し）と買い手（インボイス）ともに保存が必要。
どの様に保存するかは、現状に適した負担の少ない保存方法を検討し、保存の準備を行う。

保存方法の検討	保存媒体	内容
	紙書類	紙書類を保存するための保管庫の確保。 紙書類での保存は、膨大な保管スペースの確保とコストが掛かるものと想定されるので、できるだけ、電子データによる保存を検討する → EDIデータ交換への移行検討等。 ※消費税法では、インボイス制度開始後も電磁的記録を出力書面に出力して保存することが可能。
	電子データ	電子データによる保存は電子帳簿保存法に準拠して保存する。 ① 電子帳簿等保存 帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものは、一定の要件の下、データのままで保存等ができる。 ② スキャナ保存 決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）は、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる。 ③ 電子取引データ保存 所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合は、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要。

備考

電子帳簿保存法の最新情報にご留意ください！

- EDI取引データ（請求・支払データ等）の保存方法は、次の保存方法が考えられます。
 - ① EDI取引データ（請求・支払データ等）そのままを保存する。
 - ② EDI取引データそのままを保存しなくとも、各社のフォーマット（インボイス記載要件が満たされている）に変換した後のデータを保存する。例えば、変換後の最終計上データ等。
この場合、その変換過程において取引内容が変更されるおそれなく、合理的方法により編集したものなどに限る。
※ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答」問29、「お問い合わせの多い質問」電取追2参照。
- インボイスの保存は、紙又は電子データとして保存することとなりますが、複数の紙あるいは複数の電子データ又は紙と電子データを組合わせて一つのインボイスとする様な場合は、すべてを保存する必要があります。
※ 例えば、請求書もしくは支払通知書に品代等の明細がない時に、伝票又はEDIデータの明細を合わせてインボイスとする場合など。

44

II. 具体的な対応

6. 仕入税額控除

手引書
P.61,62,66

6-1. 税額計算の検討



各社の会計処理の実務に適した計算方法を検討し選択する

仕入税額控除における消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても変わらないが、以下が選択できるようになる（課税仕入れに係る消費税額の算出は、原則積上げ方式となっている）。

- ① **売上税額計算→「積上げ計算」選択可：「適格請求書」等に記載のある消費税を積み上げて計算。**
- ② **仕入税額計算→「割戻し計算」選択可：適用税率ごと取引総額から割り戻して計算。**

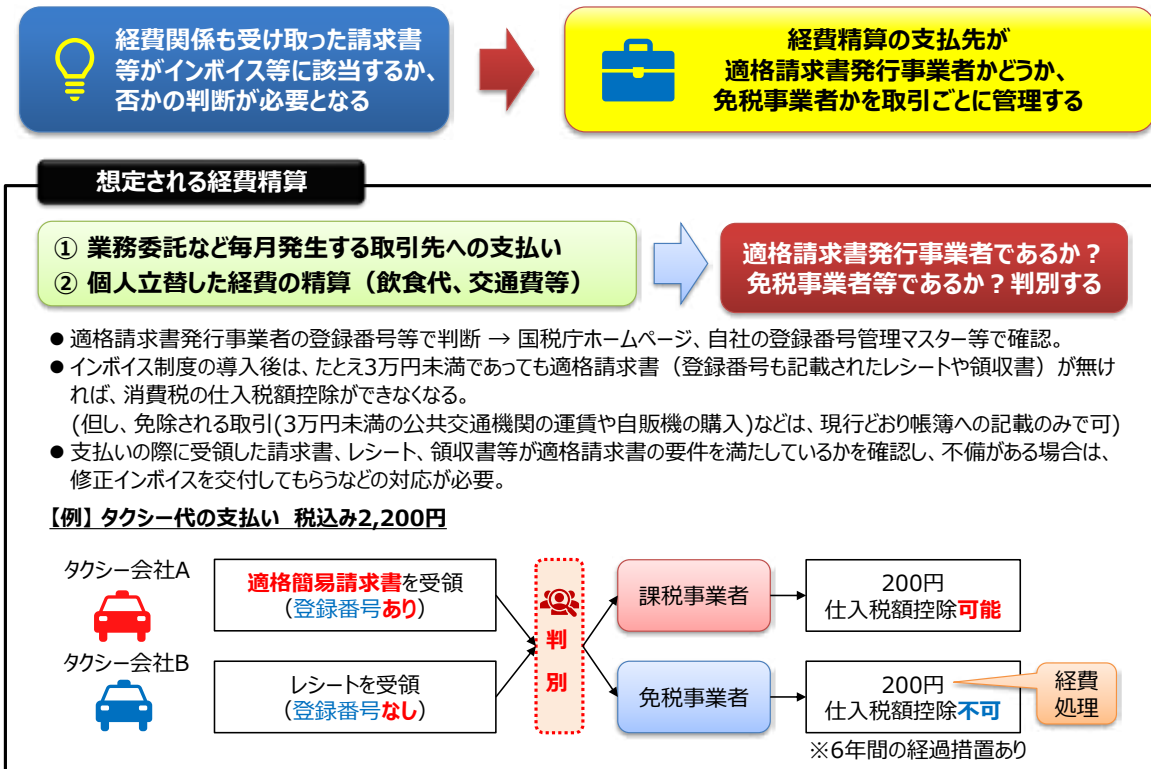
原則	売上税額計算	割戻し計算	
	仕入税額計算	積上げ計算	
特例	売上税額計算	積上げ計算	仕入税額計算も「積上げ計算」にしなければいけない
	仕入税額計算	割戻し計算	

45

II. 具体的な対応

7. 経費精算等

手引書
P.63



46

II. 具体的な対応

8. 免税事業者への対応

手引書
P.66,67

8-1. 経過措置の適用



免税事業者等へ区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の交付を依頼
（区分記載請求書の保存が必要）



帳簿に区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、
経過措置の適用を受ける課税仕入れであることを記載する

8-2. 注意・配慮事項



仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として
取引条件の見直すこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、
見直しに当たっては、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう**
以下の点に注意する。

（詳しくは、財務省HP「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」参照）

- ① 取引対価の引下げ
- ② 商品・役務の成果物の受領拒否・返品
- ③ 購入・利用強制
- ④ 協賛金等の負担の要請等
- ⑤ 取引の停止
- ⑥ 登録事業者となるような懲罰等

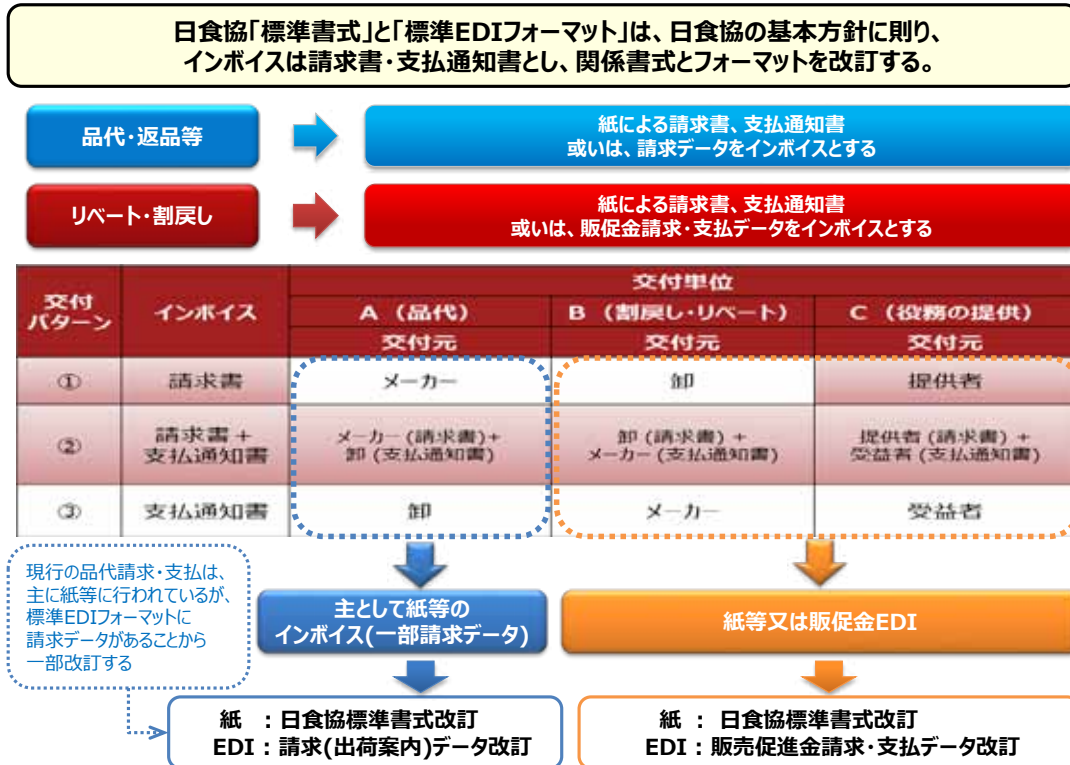
消費税法の性質上、免税事業者も
自らの仕入れに係る消費税を負担して
おり、その分は免税事業者の取引価格
に織り込まれる必要がある点に
ご注意ください。

47

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI

手引書
P.69



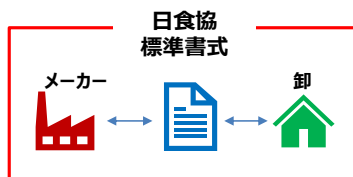
48

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI

手引書
P.70,71

9-1. 日食協標準書式 (メーカー⇔卸)



日食協内の「経理業務標準化協議ワーキンググループ」にて、対応を検討し、以下、書式を改訂した。
詳しくは、日食協HP参照。

<http://nsk.c.ooco.jp/form.html>

- 販売促進金請求書 (卸 → メーカー)
- 販売促進金支払案内書 (メーカー → 卸)

① 改訂ポイント

- ・適格請求書発行事業者の登録番号を2つ持つ (売り手と買い手の登録番号)
- ・「商品の仕入れ又は売上げ」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率と「役務の提供」に係る税率ごとの消費税合計及び適用税率の記載。

49

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI：9-1. 日食協標準書式（メーカー⇔卸）

手引書
P.70,71

② 改訂概要

販売促進金請求書：鑑

請求者の登録番号追加

返還適格請求書対象の請求合計及び消費税合計

適格請求書対象の請求合計及び消費税合計追加

販売促進金支払案内書：鑑

返還適格請求に対する支払合計及び消費税合計

支払先の登録番号追加 役務提供分（10%）項目の追加（支払先による役務提供に関する請求（支払））

50

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI

手引書
P.72

9-2. 日食協標準EDIフォーマット（メーカー⇔卸）

酒類食品業界卸店メーカー
企業間標準システム



日食協 標準EDIフォーマット検討分科会及びEDI W・Gにて
対応を検討し、日食協標準EDIフォーマットを改訂した。
詳しくは、日食協HP参照。

<http://nsh.c.ooco.jp/form.html>

- 出荷案内データ (メーカー → 卸)
- 請求データ（出荷案内データ） (メーカー → 卸)
- 販売促進金請求データ (卸 → メーカー)
- 販売促進金支払データ (メーカー → 卸)

① 対応パターン

メーカーと何をインボイスとするかは、相対で確認・調整してください。

紙	日食協標準EDIフォーマット
納品書	出荷案内データ
請求書	請求データ（出荷案内データ）
支払通知書	なし（紙の運用継続）
納品書+請求書	出荷案内データ+請求データ
納品書+支払通知書	出荷案内データ+支払通知書（紙）
販売促進金請求書	販売促進金請求データ
販売促進金支払案内書	販売促進金支払データ

※紙とメッセージの組合せも可。

51

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI : 9-2. 日食協標準EDIフォーマット (メーカー⇄卸)

手引書
P.73

② 改訂ポイント

- ・返品・値引・割引し等の「対価の返還」の基になった課税資産の譲渡を行った年月日（譲渡日）追加。
- ・請求番号の追加。
- ・販売促進金請求・支払データにおいて、登録番号の区分の追加及びファイルを「対価の返還」と「役務の提供」等に分けてセットする。

③ 改訂概要

種別	フォーマット	内 容	改 訂
04	出荷案内データ	・ 出荷案内は、計上・照合用として利用。よって、インボイス対応は一部に留める。 ・ 返品・値引の場合、元納品日をセットできる様にする。 ・ 返品に関し、メーカー→卸の向き。卸→メーカーの向きは用意しない。	【伝票ヘッダー】 「元納品日:6桁」を追加する。 返品の場合（出荷区分10,01,09）及び値引（出荷区分60,61）の場合、元納品日に日付をセットする。
06	請求データ (出荷案内データ)	卸は請求照合用として利用していないが、請求データをインボイスとして利用することを想定し、インボイス要件を具備する。	【伝票ヘッダー】 同上。 【エンド（請求）】 「請求番号:10桁」を追加する。
16	販売促進金請求データ	リポート・割戻しにおけるインボイス。よって、必要最低限の変更を行う。 ・ 請求データ内に買い手の役務等の請求に対する請求を入れられるようにする。 （役務提供者の登録番号、税率ごとの消費税額及び適用税率）	【エンド】 ・ 「登録番号」メーカーの登録番号 → メーカー又は卸店の登録番号へ変更。 ・ 「登録番号区分」1桁追加。 △:メーカー、1:卸店（役務の提供等） 【備考】 元納品日は、対象期間(開始)、対象期間(終了)にセットする
17	販売促進金支払データ	リポート・割戻しにおけるインボイス。よって、必要最低限の変更を行う。 ・ 支払データ内に役務等の支払いを入れられるようにする。 （役務提供者の登録番号、税率ごとの消費税額及び適用税率）	【支払明細（請求内容）】 ・ 【販売促進金摘要コード】2桁追加。 【エンド】 同上

- 販売促進金請求・支払データは、ファイルを「対価の返還」と「役務の提供」等に分けてセットする。
- 支払は、卸からの紙等による支払通知書とし、支払データ等の新規フォーマットの追加は行わない

52

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI

手引書
P.77

9-3. 流通BMS (小売⇄卸)



流通BMSメッセージに対し、メッセージバージョンアップ（以下、Ver.UP）及びコードリスト等が変更された。
 詳しくは、「流通システム標準普及推進協議会(流通BMS協議会)」HPの「流通BMS標準仕様」参照。

https://www.gs1jp.org/ryutsu-bms/standard/standard01_1.html

- | | | |
|-------------|------------|----------|
| ● 返品メッセージ | (Ver.UP) | (小売 → 卸) |
| ● 返品受領メッセージ | (Ver.UP) | (卸 → 小売) |
| ● 請求鑑メッセージ | (Ver.UP) | (卸 → 小売) |
| ● 支払案内メッセージ | (コードリスト追加) | (小売 → 卸) |

① 対応パターン

小売と何をインボイスとするかは、相対で確認・調整してください。

紙	流通BMSメッセージ
納品書	出荷メッセージ
請求書	請求鑑/請求メッセージ
支払通知書	支払メッセージ
納品書+請求書	出荷メッセージ+請求鑑/請求メッセージ
納品書+支払通知書	出荷メッセージ+支払メッセージ

※紙とメッセージの組合せも可。

53

II. 具体的な対応

9. 標準書式とEDI：9-3. 流通BMS（小売⇄卸）

手引書
P.78

② 改訂ポイント

- ・返品・値引・割戻し等の「対価の返還」の基になった課税資産の譲渡を行った年月日（譲渡日）追加。
- ・適格請求書発行事業者の登録番号を2つ持つ（売り手と買い手の登録番号）
- ・小売から卸への請求及び卸から小売への支払の「役務の提供」に対する、流通BMSメッセージの変更は行わず、現行流通BMS運用の範囲でインボイス要件を満たす運用を継続する。

③ 改訂概要

	インボイス記載要件	メッセージ	内容
1	登録番号（売り手）	請求鑑メッセージ（Ver.UP）	既存に登録番号があるが、もう一つ登録番号項目を追加
		支払メッセージ（コードリスト追加）	支払内容を表すコードリストに「9000」（登録番号）を追加
2	税率ごとの合計（税抜又は税込）	請求鑑メッセージ 支払メッセージ	既存で対応可
3	適用税率とそれぞれの消費税額	請求鑑メッセージ 支払メッセージ	既存で対応可
4	取引内容	受領メッセージ	取引明細を受領メッセージで表す
		返品/返品受領メッセージ	返品（返還）を返品/返品受領で表す
5	元納品日（譲渡日）	返品/返品受領メッセージ（Ver.UP）	元納品日として、「譲渡年月1」（From）と「譲渡年月2」（To）を新規に任意項目として追加

インボイス制度対応を機に普及促進をする

インボイス制度対応の準備は大丈夫ですか？
流通BMSで標準対応を

2つの課題に同時に対応が可能

- インボイス制度対応
- NTT他事業者とのIP網接続対応

54

II. 具体的な対応

10. 小売・メーカーへの依頼事項

手引書
P.64,65

10-1. 小売への依頼

	対応事項	内 容	チェック
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に実施するよう依頼する。	
		速やかに取得した登録番号の連絡をもらえるよう依頼する(免税事業者はその旨)	
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった（又は免税事業者になった）際は、速やかに連絡をもらえるよう依頼する。	
②	適格請求書	卸作成の請求書と納品書などの請求書以外の帳票の組み合わせでインボイスとする場合、帳票に関しての仕様変更や要望等は速やかに連絡をもらえるよう依頼する。	
③	支払通知書	支払通知書等の仕様変更（レイアウトなど）がある場合は、速やかに仕様及びサンプル等をもらえるように依頼する。	
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないよう依頼する。	
⑤	EDI仕様（流通BMS）	流通BMS既存メッセージへの項目追加や新規メッセージ追加による仕様変更内容は、速やかな仕様の提供を依頼する。	
⑥	EDI仕様（流通BMS以外）	請求データ、支払データなどのEDI交換を行っている場合、インボイス制度導入までに流通BMSへの切替え検討を依頼する。	
		請求データ、支払データなどのEDI交換を継続する場合、かつ、仕様の変更を行う場合は速やかな仕様の提供を依頼する。	
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答を依頼する。	
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡を依頼する。	

55

Ⅱ. 具体的な対応

10. 小売・メーカーへの依頼事項

手引書
P.64

10-2. メーカーへの依頼

	対応事項	内 容	チェック
①	適格請求書発行事業者の登録番号	登録申請は必ず2021年10月1日～2023年3月31日の期間内に実施するよう依頼する。	
		速やかに取得した登録番号の連絡をもらえるよう依頼する(免税事業者はその旨)	
		2023年10月1日以降、新たに適格請求書発行事業になった(又は免税事業者になった)際は、速やかに連絡をもらえるよう依頼する。	
②	適格請求書	卸側で仕入税額控除を行うため、記載事項を満たしたインボイス(請求書等)の作成を依頼する(卸側での追記は認められない)	
		販促レポート、役務等に相当するものは卸作成の請求書をインボイスとする旨を依頼する。	
③	支払通知書	違算内容等によっては、卸作成の支払通知書(販促レポート、役務等であればメーカー作成)も含めてインボイスするため、その場合は支払通知書も7年間保存することを依頼する。	
④	インボイスの保存	複数書類を以てインボイスとする場合は、特に書類の保存漏れがないよう依頼する。	
⑤	EDI仕様	日食協標準EDIフォーマット仕様の項目追加などによる仕様変更等は、速やかな仕様の提示を依頼する。	
⑦	その他	卸各社より上記含めたヒアリングシートを受領した際には、速やかな回答を依頼する。	
		上記含めた卸への依頼事項や自社の方針案内は、出来次第速やかな連絡を依頼する。	

56

Ⅲ. 当協会の活動とスケジュール

57

Ⅲ. 当協会の活動とスケジュール

1. 活動経緯と今後の活動

1-1. 活動経緯

① 専門部会（2020年6月～）

- 対応検討、手引書の作成（2020年6月～）
- 手引書の公開（第1版 2021年5月、第2版 2022年3月）
- 日食協会員への説明（2021年8月）
- 業界団体と相互の認識共有活動（2021年6月～）
日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、オール日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会等。
- 業界団体等への説明（説明会）
日本チェーンストア協会（2021年6月）、日本スーパーマーケット協会（2021年7月）、ファインネット（2021年7月）、オール日本スーパーマーケット協会（2021年9月）、日本外食品流通協会（2021年11月）、日本チェーンドラッグストア協会（2022年3～4月）

② 流通BMS CR検討分科会（2021年1～11月）

- 対応検討、チェンジリクエストの作成（2021年1～9月）
- 流通BMS協議会へチェンジリクエストの提出及び審議（2021年9～10月）→ 仕様公開（2021年12月）

③ 日食協標準EDIフォーマット検討分科会（2021年7～9月）

- 対応検討及び改訂仕様書作成（2021年7～9月）
- EDIワーキンググループ→情報システム研究会審議（2021年8～9月）→ 仕様公開（2021年11月）

④ 経理業務標準化協議ワーキンググループ（2021年7～9月）

- 対応検討及び改訂書式作成（2021年7～9月）→ 仕様公開（2021年11月）

1-2. 今後の活動



今年4月時点において、インボイス制度開始まで残り約1年半となり、各社の具体的準備が本格化してくるものと想定されます。これを踏まえ、手引書の指針則り、メーカー及び小売りととの相互の認識共有と準備状況調査及び、これからの課題解決に努める予定です。

58

Ⅲ. 当協会の活動経緯とスケジュール

2. スケジュール

内容	年月	2020	2021				現在 2022				2023			
		6-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10
制度イベント			▲ 10/1登録番号申請受付開始→			10/1	▲ 1/1電子帳簿保存法改正							▲ インボイス制度開始 10/1
2-1.インボイス制度対応専門部会	6月	済	対応検討・手引書作成	5月	済	手引書公開	適格請求書発行事業者の登録番号申請期間	11月	追加課題検討	取引先対応状況調査・対策				
2-2.日食協標準EDIフォーマット検討分科会 (EDI W・G)		12～1月	EDI W・G	7～10月	検討分科会	済	11月	仕様公開	各社対応					
2-3. 流通BMS CR分科会			協議・検討及び調整	済		12月	仕様公開	各社対応						
2-4.経理業務標準化協議W・G			協議・検討及び調整	済		11月	仕様公開	各社対応						
2-5.啓蒙活動		済	8/4,6 日食協会員向けWEB研修会開催→						必要に応じて随時説明会開催					
2-5.小売対応			随時対応						小売対応状況調査					
2-5.メーカー対応			随時対応						メーカー対応状況調査					
その他			随時対応						他業界VAN等との情報共有					

59

おわりに

インボイス制度開始まで残り1年半となりました。

早期に対応を検討・計画し、
そして着実に準備を進めてください。

60



 一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電 話 03-3241-6568
FAX 03-3241-1469
U R L <http://nsk.c.ooco.jp/>